

参 考 資 料

- 参考1 第8次京都市環境影響評価審査会委員名簿
- 参考2 横大路運動公園の再整備・防災機能強化事業（諮問書写し）
- 参考3 京都市中央卸売市場第一市場施設整備（諮問書写し）
- 参考4 京都市立御所南小学校新校舎等整備事業（諮問書写し）
- 参考5 京都市環境影響評価等に関する条例及び施行規則（抄）
- 参考6 京都市中央卸売市場第一市場施設整備（見解書）

第 8 次京都市環境影響評価審査会委員名簿

氏 名	所 属	専門分野
青野 正二	大阪大学大学院人間科学研究科准教授	音環境・騒音
池田 有光	大阪府立大学名誉教授	大気環境科学
板倉 豊	京都精華大学大学院人文学研究科教授	環境教育
岩嶋 樹也	京都大学名誉教授	気象学
大久保 規子	大阪大学大学院法学研究科教授	行政法・環境法
大西 有三	関西大学都市環境工学部特任教授	地盤・地下水工学
笠原 三紀夫	京都大学名誉教授	大気汚染
勝見 武	京都大学大学院地球環境学堂教授	環境地盤工学
倉田 学児	京都大学大学院工学研究科准教授	都市環境工学
柴田 昌三	京都大学大学院地球環境学堂教授	景観生態学
島田 洋子	京都大学大学院工学研究科准教授	水質
武田 信生	京都大学名誉教授	環境システム工学
徳地 直子	京都大学フィールド科学教育研究センター教授	生態系
藤本 英子	京都市立芸術大学美術学部教授	景観デザイン
増田 啓子	龍谷大学経済学部教授	環境気候

◎：京都市環境影響評価審査会 会長

(敬称略，五十音順)



参考2

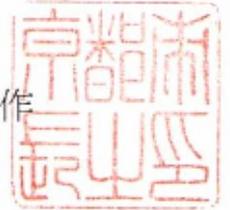
環環管第25号

平成26年11月6日

京都市環境影響評価審査会

会長 池田有光 様

京都市長 門川 大作



横大路運動公園の再整備・防災機能強化事業に係る
配慮書案について（諮問）

横大路運動公園の再整備・防災機能強化事業について、京都市環境影響評価等に関する条例第13条第2項に基づき、環境配慮の観点からの意見を求めます。



参考3

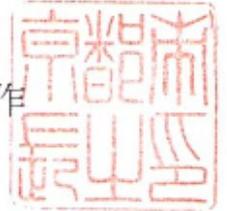
環 環 管 第 2 6 号

平成 2 6 年 1 1 月 6 日

京都市環境影響評価審査会

会 長 池 田 有 光 様

京都市長 門川 大作



京都市中央卸売市場第一市場施設整備に係る

配慮書案について（諮問）

京都市中央卸売市場第一市場施設整備について、京都市環境影響
評価等に関する条例第13条第2項に基づき、環境配慮の観点から
の意見を求めます。



参考4

環環管第27号

平成26年11月6日

京都市環境影響評価審査会

会長 池田有光 様

京都市長 門川 大作



京都市立御所南小学校新校舎等整備事業に係る

配慮書案について（諮問）

京都市立御所南小学校新校舎等整備事業について、京都市環境影響評価等に関する条例第13条第2項に基づき、環境配慮の観点からの意見を求めます。

京都市環境影響評価等に関する条例（抄）

（技術指針の策定等）

第 6 条 市長は、既に得られている科学的知見に基づき、環境影響評価等及び第 5 0 条第 1 項に規定する供用後事後調査を適切かつ円滑に行うために必要であると認められる技術上の指針（以下「技術指針」という。）を定めなければならない。

4 市長は、技術指針を定め、又は改定しようとするときは、あらかじめ、第 5 9 条に規定する審査会の意見を聴かなければならない。

第 1 3 条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、当該提出があった日から起算して 3 月（第 1 1 条第 1 項に規定する意見書の提出がない場合にあつては、第 9 条第 1 項の公告の日から起算して 4 月）以内に、事業者に対し、配慮書案について環境配慮の観点からの意見を書面により述べなければならない。

2 第 6 条第 4 項の規定は、前項の規定により市長が配慮書案について意見を述べる場合について準用する。

（審査会）

第 5 9 条 技術指針の策定及び改定並びに配慮書案、方法書及び準備書についての市長の意見の陳述その他市長が必要と認める事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するととともに、当該事項について市長に対し、意見を述べるため、京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（審査会の組織）

第 6 0 条 審査会は、委員 2 0 人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第 6 1 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第 6 2 条 審査会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

京都市環境影響評価等に関する条例施行規則（抄）

（審査会の会長）

第46条 京都市環境影響評価審査会（以下「審査会」という。）に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の招集及び議事）

第47条 審査会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審査会は、委員の過半数（配慮書案についての市長の意見の陳述に関する会議にあっては、委員の3分の1以上）が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 審査会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

（部会）

第48条 審査会は、特別の事項を調査し、及び審議させるため必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会ごとに部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、その部会の事務を掌理する。

（専門委員）

第49条 専門委員は、専門の知識を有する者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- 2 専門委員は、特別の事項に関する審議が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。

（審査会の庶務）

第50条 審査会の庶務は、環境政策局において処理する。

（審査会に関する補則）

第51条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

第7章 配慮書案についての意見とそれに対する事業者の見解

7.1 配慮書案についての市民からの意見とそれに対する事業者の見解

京都市環境影響評価等に関する条例第13条の規定による、本事業に係る配慮書案に対する環境配慮の観点からの市民からの意見を受け、市民意見に対する事業者としての見解を以下のとおり示す。

	市民意見	事業者の見解
対象事業計画と関連計画等	○1.7 対象事業計画と他の計画等の関係 ・ 記載されている計画等と対象事業計画の「関係」を記載すべきところだと思われるが、名称を列挙しているだけであり「関係」が分からないので、記載を追加する必要がある。	御指摘を踏まえ、「1.7 対象事業計画と他の計画等の関係」について、他の項目の記載とつながるように、対象事業計画と上位関連計画を分けて記載しました。 対象事業計画の内容は「第1章 事業計画の特性等」の中に、上位関連計画は「2.3.11 上位計画など」に記載しています。
	○2.3.11 上位計画など ・ 「地球温暖化対策計画」と「生物多様性プラン」について記載している一方で、その上位計画である「京の環境共生推進計画」について記載がない。この計画は京都市の環境保全の基本となるものであるため、参照して検討すべきである。上記1.7では記載しており一貫性もない。	「京の環境共生推進計画」(平成18年8月)は、御指摘を踏まえ、「2.3.11 上位計画など」に追記しました
廃棄物	○4.1 環境影響評価の対象とした環境要素 ・ この計画は既存施設の再整備であるが、既存施設をみると、5.1.3に記載されているように可燃ごみ 3,500 トン/年という市内でも有数の規模の廃棄物排出源である。今回設定された複数案では評価に影響はないものの、環境保全上、この事業計画の重要な特性であり、「重大な影響を受けるおそれのある環境要素」として評価の対象としておくことが適切ではないか。5.1.3の現状調査では施設から排出される廃棄物の状況をまとめており、一貫性もない。	本事業は、現在稼働中の施設の建替え事業であり、施設供用後の排出廃棄物に大きな変化はなく、また、平成19年度比で50%以上削減するなど、これまでもごみ減量に精力的に取り組んでいることから、「重大な影響を受ける恐れのある環境要素」とは評価しておりません。 なお、建替え実施後についても、場内から発生する廃棄物の分別管理や、リサイクル利用などを引き続き実施します。

<p>温室効果ガス等</p>	<p>○5.1.4 温室効果ガス等</p> <ul style="list-style-type: none"> 延べ 17 万 m²の建築物は市内でも数少ない規模であり、供用時のエネルギー需要が大きいと想定される。さらに「コールドチェーン化」について触れていることから、既存施設と比べてもエネルギー需要は飛躍的に増加するとみられる。この項でもその点について記載している一方で、「5.2 評価の結果」では搬出入車両の燃料消費で比較しており、施設そのもののエネルギー需要について言及がない。確かに今回の複数案では差が出ない部分ではあるが、搬出入車両の影響と施設そのもののエネルギー需要のどちらが課題だと考えているのか、記載に一貫性がない。5.1.1 で書いているように施設のエネルギー需要による負荷が大きいと考えているならば、それに応じた評価を行うべきである。 	<p>農林水産省による指導のもと、将来の食の安全・安心を支える卸売市場としては、新たな施設を設ける際には、閉鎖型施設を基本と考えております。</p> <p>御指摘のとおり、開放型施設から閉鎖型施設とし温度管理を実施することで、施設としてのエネルギー消費量は現状よりも増えると想定しておりますが、熱エネルギーの発散による無駄なエネルギーの消費を抑えるとともに、個別施設がかなり老朽化していることから想定される高効率な施設の導入に伴う省エネルギー化、さらには温度管理の稼働時間を必要最小限に抑えることで、施設全体のエネルギー消費を抑制します。</p> <p>今後施設の詳細な設計を行っていく中で、太陽光パネルの設置など再生可能エネルギーの導入を含めた施設全体のエネルギー計画を検討し、次世代に相応しい市場施設を目指していく予定です。</p>
<p>環境保全の見地から考慮しようとする内容</p>	<p>○6.1 環境保全の見地から考慮しようとする内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 上述のとおり施設の規模や特性を考慮し、供用時の廃棄物及び温室効果ガスの削減等について配慮内容を検討し記載するべきである。 	<p>御指摘を踏まえ、廃棄物及び温室効果ガスの削減等について、供用時の環境保全の見地から考慮しようとする内容を改めて追記しました。</p>